

広島県告示第百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県呉市焼山町、同市焼山西一丁目及び同市焼山ひばりヶ丘町地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
焼山西一丁目（二三五二一六）	急傾斜地の崩壊	焼山西一丁目（二三五二一六）
焼山西一丁目（二三五二一七）	急傾斜地の崩壊	焼山西一丁目（二三五二一七）
焼山西一丁目（二三五二一四）	急傾斜地の崩壊	焼山西一丁目（二三五二一四）
滝向川（六）	土石流	滝向川（六）
滝向川左支溪（六三三）	土石流	滝向川左支溪（六三三）
滝向川左支溪（六三隣）	土石流	滝向川左支溪（六三隣）
此原（六四）	土石流	此原（六四）
此原（六四隣二）	土石流	此原（六四隣二）
二河川（六四一〇隣）	土石流	二河川（六四一〇隣）
打田川右支溪（六四一）	土石流	打田川右支溪（六四一）
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項
焼山西一丁目（二三五二一七）	急傾斜地の崩壊	焼山西一丁目（二三五二一七）
焼山西一丁目（二三五二一四）	急傾斜地の崩壊	焼山西一丁目（二三五二一四）
滝向川（六）	土石流	滝向川（六）
滝向川左支溪（六三三）	土石流	滝向川左支溪（六三三）
滝向川左支溪（六三隣）	土石流	滝向川左支溪（六三隣）
此原（六四）	土石流	此原（六四）
此原（六四隣二）	土石流	此原（六四隣二）
二河川（六四一〇隣）	土石流	二河川（六四一〇隣）
打田川右支溪（六四一）	土石流	打田川右支溪（六四一）

打田川右支 溪(六四一 一隣)	土石流	次の図のとおり	打田川右支 溪(六四一 一隣)
打田川右支 溪(六四一 二)	土石流	次の図のとおり	打田川右支 溪(六四一 二)
焼山(六四 一五)	土石流	次の図のとおり	焼山(六四 一五)
焼山(六四 一六 a)	土石流	次の図のとおり	焼山(六四 一六 a)
焼山(六四 一六 b)	土石流	次の図のとおり	焼山(六四 一六 b)
焼山(六四 一六 c)	土石流	次の図のとおり	焼山(六四 一六 c)
焼山(六四 一六 d)	土石流	次の図のとおり	焼山(六四 一六 d)
山ノ垣内川 (六四一七 a)	土石流	次の図のとおり	山ノ垣内川 (六四一七 a)
山ノ垣内川 (六四一七 b)	土石流	次の図のとおり	山ノ垣内川 (六四一七 b)
山ノ垣内川 (六四一七 隣)	土石流	次の図のとおり	山ノ垣内川 (六四一七 隣)
寺尾川(六 四一八)	土石流	次の図のとおり	寺尾川(六 四一八)
寺尾川(六 四一八隣三)	土石流	次の図のとおり	寺尾川(六 四一八隣三)
打田川(六 四一九 a)	土石流	次の図のとおり	打田川(六 四一九 a)
打田川(六 四一九 b)	土石流	次の図のとおり	打田川(六 四一九 b)
打田川(六 四一九隣二)	土石流	次の図のとおり	打田川(六 四一九隣二)
桜ヶ丘(六 四六九)	土石流	次の図のとおり	桜ヶ丘(六 四六九)
桜ヶ丘(六 四六九隣二)	土石流	次の図のとおり	桜ヶ丘(六 四六九隣二)

打田川左支 溪(六五)	土石流	次の図のとおり	打田川左支 溪(六五)	土石流	次の図のとおり
二河川左支 溪(六四七) ○隣三)	土石流	次の図のとおり	二河川左支 溪(六四七) ○隣三)	土石流	次の図のとおり
二河川左支 溪(六四七) ○隣二)	土石流	次の図のとおり			
二河川左支 溪(六四七) ○隣一)	土石流	次の図のとおり			
桜ヶ丘(六 四六九隣三)	土石流	次の図のとおり	二河川左支 溪(六四七) ○隣一)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。